

# 情報と交流の広場

## 公共工事での建設労働者の賃金改善を めざして（北海道）

建交労北海道本部書記長 俵 正好

### 「二次以下の下請けにも調査 対象を拡大」と知事が答弁

二〇二二年十月三日に開かれた北海道議会予算特別委員会の知事総括質疑で、日本共産党の真下紀子議員が、道発注工事の「下請等状況調査」についてとりあげました。

真下議員は、「先の分科会質疑で、設計労務単価を一〇%以上下回った場合は次年度の再調査を検討するという答弁があったが、知事として下請けや労賃についてさらに実効ある対策をとるべきだ」と追及しました。

これにたいし高橋はるみ知事は、

「労務単価の状況をより詳しく把握することは必要であり、二次以下の下請けについても対象をさらに拡大するなど、調査の充実・強化に努め、今後とも適正な賃金の支払いについて要請していきたい」と答弁しました。

北海道では、公共工事での建設労働者の賃金低下が深刻であり、とくに、二次、三次等の下請けでは、設計労務単価を大きく下回る低労務費での雇用がひろがっています。今回のこの答弁は、事態の改善に向けた一歩となるものです。

### 設計労務単価の九〇%以下四 十一件、八〇%以下十七件

これに先だつ九月二十八日の予算特別委員会（第二分科会）では、真下議員が、建設労働者の賃金改善について質問しました。

真下議員はまず、道庁が〇九年から実施している「建設工事下請状況等実態調査」での労務単価の調査で、「公共事業設計労務単価より一〇%以上下回っていた件数」をあきらかにするよう求めました。

これにたいし道建設部の担当課長は、「〇九年度が二件、一〇年度が十三件、一一年度が四十一件であり、このうち二〇%以上下回っていたのが一〇年度五件、一一年度が十七件である」と答弁しました（表1）。

さらに、真下議員の「予定価格の九〇%以上で受注している元請けで

低労務費が増えている。調査を強化するなど対策が必要ではないか」という追及に、担当課長は「一〇%以上下回っていた場合には改善を『要請』している」と答えました。

また、「改善されたかどうかの確認はしているのか」（真下議員）という質問にたいしては、「確認していない。一〇%以上下回っていた元請けは、翌年の調査対象にすることを検討する」（担当局長）、さらに「下請の調査対象数が年々減っており、三次以下もふくめて調査対象を増やすことが必要だ」（真下議員）の指摘に、「各建設管理部で必要に応じて対象にしている」（担当課長）と答弁しました。これらを受けて、真下議員は「基準を明確にすべきだ」と求め、十月三日の知事総括質疑でとりあげたものです。

### 総合評価方式の改善と公契約 条例制定を求める

また、分科会質疑で真下議員は、「低賃金のために技能労働者の減少がつづいており、設計労務単価の引き上げのため、道としての対策を」と求めました。

表1 「建設工事下請状況等調査」での労務単価分布

	2009年		2010年		2011年	
	元請	下請	元請	下請	元請	下請
10%超下回った件数	0	2	5	8	21	20
うち、20%超下回った件数	0	0	0	5	11	6

※「10%超」「20%超」は、公共工事設計労務単価と実際の労務単価とのか  
い離の幅（道建設部・各建設管理部所管分）

（北海道の資料から）

表2 公共工事設計労務単価（主要10職種）

（北海道、8時間あたり単価）

	2000年度	2005年度	2010年度	2012年度
特殊作業員	16,400円	14,300円	13,100円	13,400円
普通作業員	13,300円	11,800円	10,800円	11,000円
軽作業員	11,200円	9,600円	8,900円	9,200円
とび工	14,800円	15,100円	13,500円	13,400円
鉄筋工	15,500円	13,600円	13,200円	13,600円
運転手（特殊）	16,200円	14,900円	13,200円	13,300円
運転手（一般）	13,400円	12,000円	11,100円	11,100円
型枠工	16,200円	14,500円	13,100円	13,100円
大工	17,400円	14,400円	13,500円	14,000円
左官	18,900円	14,900円	14,300円	14,000円

（国交省、農水省公表資料から）

道庁は、「適正な賃金の支払いを指導する」と回答してきましたが、「適正な賃金とはなにか」とたずねると、「法律上は最低賃金を上回っていれば適正だ」などという答えや、回答不能に陥ることもたびたびでした。

しかし、「設計労務単価より10%以上低くても、法令に違反してはならないので」「指導」はできない。改善を『要請』する」という姿勢にとどまっています。そのこともあって、道の調査でも年ごとに10%以上低い賃金が増えてきました。こうしたなかで、道議会でも真下議

建交労北海道本部は、これまで毎年、建設労働者の賃金問題について道庁と交渉を重ねてきました。道が発注する公共工事で、設計労務単価を大きく下回る賃金しか現場の労働者に支払われていないのは「税金の不正支出」とも言える問題であり、それが毎年のように単価が下がっていく悪循環の根源だ、と追及してきました。

しかし、「設計労務単価より10%以上低くても、法令に違反してはならないので」「指導」はできない。改善を『要請』する」という姿勢にとどまっています。そのこともあって、道の調査でも年ごとに10%以上低い賃金が増えてきました。こうしたなかで、道議会でも真下議

これにたいし担当局長は、「国と北海道府県、政令市などで調査し設定している」という答弁をくり返したため、真下議員は「実勢単価にもとづくいまのやり方ではいっそう引き下げられる。引き上げるためにどうするのが大事だ」とのべ、「道の総合評価方式で賃金に着目した改善をすることや公契約条例の制定を真剣に検討すべき」と求めました。

北海道の公共工事設計労務単価は、毎年のように下がりがつづけています（表2）。

### 毎年のように下がりがつづける設計労務単価

この労務単価は、国土交通省と農林水産省が設定するもので、地方自治体をふくむ公共工事の積算で使われます。前年の十月に、国・北海道府県・政令市が発注した工事の賃金を調査した「実勢賃金」です。実際に支払われる賃金がこの労務単価を下回れば、必然的に翌年の単価が下がる仕組みです。

### くり返し道庁と交渉し、回答に一定の変化が生まれる

〇九年七月から道庁は、異常なダウンピング競争の結果、利益率がゼロに近くなった建設業界からの要望を受けて、「最低制限価格」を九〇%に引き上げました。

員が質問でとりあげたことで問題ははっきりしましたし、知事などから一定の改善の方向が答弁されました。道が発注した土木工事の四次下請けで働く労働者（四十二歳・男性）は、「おれの日給は九千円、二十歳代の同僚は八千五百円。親方からは『元請が安く出すから給料を上げられない』と言われている」と話していました。こうした労働者の賃金引き上げにつなげなければなりません。

### 実際の賃金引き上げに結びつけるために

建交労北海道本部は、「道の措置を有効なものにさせるとともに、道内の主要な市に『函館方式』（設計労務単価の明記、建退共の証紙貼付実績報告書、地元業者・資材の優先など）とあわせてひろげる」ことをすすめています。

一二年の秋には、函館市、旭川市、釧路市で、市発注工事の現場調査を実施しました。現場の実態は、現場代理人が労務単価の表を見て、「こんなにもらっている労働者はいないだろう。低い労費で後継者が育たない」となげくほじります。

そして、発注者がしっかりと「指

導」できるようにするためにも、労働者が安すぎる賃金をみずから「申告」できるようにするために、いま全国にひろがり、札幌市などでも制定をめざしている「公契約条例」を制定することが必要だと考えています（現在の道の調査は「賃金台帳」などを確認するだけなので、「賃金台帳」の改ざんがおこなわれる可能性があるし、実例も報告されています）。

建設労働者と下請け建設業者をめぐっては、いま「社会保険未加入問題」（未加入の下請け業者を公共事

業から排除する）も大きな問題となつています。元請けが、発注者が積算している社会保険料の事業主負担分を下請けに渡さないままでは、問題の解決にはなりません。企業は、「一人親方」にして雇用責任を逃れ、労働者は、保護の法令から排除されることになってしまいます。こうした問題の解決をふくめ、私たち建交労は、日本共産党の議員と労働者の賃金・労働条件の改善にくりくむ決意です。

（たわら・まさよし）

## 準要保護者の就学援助対象拡大を実現

（鹿児島・出水市）

党鹿児島・出水市議 中嶋敏子



就学援助制度は、「義務教育は、これを無償とする」とした憲法第二十六条

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律）によっておこなわれるもので、経済的理由によって就学困難な小・中学生のいる家庭に、学用品費や入学準備金（新入学児童生徒用品費等）、給食費、医療費などを補助

する制度です。

初等教育は義務的なものとし、すべての者にたいして無償とすること——これは国際人権規約の規定で、義務教育の無償化条項については、日本は一九七九年に批准しています。しかし、日本の義務教育は、無償を大きくかけ離れ、父母の負担に依存しているのが実態です。

### 国が就学援助対象を三項目拡大

学校教育法第十九条では、援助の主体は市町村と定め、就学援助法では、国は市町村にたいして予算の範囲で補助する、ことになっていま

ところが、二〇〇五年度から、就学援助の予算について、国が市町村にたいし補助金として支給するのは要保護者のみとなり、準要保護者にたいしては交付税措置に代わり（一般財源化）しました。このために、自治体では、認定基準・支給単価の引き下げ等、さまざま問題が生じています。

出水市の認定基準は、生活保護基準の一・一倍、支給単価の問題では、給食費と修学旅行費が実費の九割、宿泊をとまなう校外活動費は支



と関係法にもとづいた就学援助法